

## 秋田市公告

国土交通省東北地方整備局長より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による秋田都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年12月1日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業 3・4・11号 新屋土崎線

2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課